

仕 様 書

1 件名

「ビジネス情報ポータルサイト」におけるネットワーク構築にかかる回線の敷設及び使用について

2 業務内容

- (1) サイト A とサイト B 間に、IP-VPN 回線にて閉域ネットワークを構築(以下 NW#1 とする)
- (2) サイト B とサイト C 間に、IP-VPN 回線にて閉域ネットワークを構築(以下 NW#2 とする)
- (3) サイト C 及びサイト D、E を接続する IP-VPN 回線を使用した閉域網を構築(以下 NW#3 とする)
- (4) 上記ネットワークについて、監視サービス等の運用・保守業務を実施

3 敷設場所

サイト A から E は以下の通りとする。
契約締結後、詳細は別途指定する。

サイト A	東京都庁中央コンピューター室
サイト B	東京都内 IDC
サイト C	Amazon Web Service (ダイレクトアクセス for AWS を使用)
サイト D	東京都内公社施設
サイト E	川崎市内企業施設

4 回線の敷設に関する履行期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 10 日までに全ての回線(ネットワーク)の使用を開始すること。但し、NW#1 及び NW#2 を優先的に施設するものとし、平成 28 年 3 月 1 日までは敷設を終らせること。

回線使用及び運用・保守作業に関しては、構築後、2 年間とする。但し、使用状況に応じ、履行期間内でも回線速度等の変更が発生する可能性もあるものとする。

5 回線及び業務上の仕様

- (1) NW#1、NW#2、NW#3 について、使用する回線速度としては、ベストエフォート 100Mbps 以上の速度とする。保証型を提案する場合は、30Mbps 程度とする。また、接続回線の種別としては、地域 IP 網ベースの共用型のものを含め制約を設けない。

- (2) NW#1、NW#2 において、サイト B に引き込まれる回線としては、それぞれの対向サイトに対し独立とする。(2 回線の引き込みとする)
- (3) NW#2 及び NW#3 の AWS の接続については、単一の接続とする。但し、それぞれ対向するサイトとのアクセスを分離する為に、2 チャンネル構成で使用する。
(これより、IP-VPN の接続口数は、AWS も含め、6 口となる)
- (4) NW#2 及び NW#3 における AWS との接続については、接続設定の初期費用及び工事費用を見積もりに含めること。AWS 側の費用は、他業者の扱いとなるため、不要である。接続設定の詳細については、契約締結後、協議の上示すものとする。
- (5) NW#3 に関しては、将来的に新たなサイトの増加が想定されるため、それに対応する回線の増設ができること(東京近郊を想定する)。
- (6) NW#1、#2、#3 の構築において、各拠点で使用するルーター又はファイアウォール等の設備はレンタルでの提供とし、それらの初期設定を行うこと。設定の詳細は、契約締結後、協議の上示すものとする。また、レンタルされる設備のオンサイトで保守サービスを含めること。
- (7) NW#1、#2、#3 において、死活監視を基本とした監視サービス(いわゆるマネージドサービス)を提供すること。その中に、異常時の発報・通知及びオンサイト復旧の作業を含めること。
- (8) 設置場所においては、保守作業者の事前登録が必要な場所がある為、作業者の特定ができること。
- (9) 必要に応じて要求されるトラフィック状況の報告に対応すること。
- (10) 本業務契約締結においては、機密保持契約を締結する事が必須となる。

6 支払い方法

(1) 回線の敷設

検査完了後、適法な請求書を提出した日から 30 日以内とする。

(2) 回線使用料等

使用及び実施月の翌月初に受託者が適法な請求書を提出した日から 30 日以内に支払う。

7 見積もりについて

- (1) 見積もりは、初期費用(回線の施設工事費、初期設定費用などの通信に必要な事前準備費用)及び回線使用料、その他のサービスの為の費用を別々に明記すること。
- (2) 回線使用料等は、2 年間の費用として見積もること。
- (3) ネットワーク#3 に関して、サイトが増加する場合にかかる費用を別途見積もること(当初の契約には含まれない)。

8 暴力団等排除に関する特約事項

暴力団等排除に関する特約事項については、別紙 2 に定めるところによる。

9 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができる。

10 その他

上記項目についての疑義及びその他不明な点については、担当者と協議のうえその指示に従うこと。

11 担当

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援部総合支援課世界発信プロジェクト担当係
担当 前田

電話 03 (5822) 7239 FAX 03 (5822) 7238

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。